



東北特殊鋼株式会社
TOHOKU STEEL CO.,LTD.

開催日時 2025年6月23日（月曜日）午前10時
受付開始：午前9時30分

開催場所 仙台市青葉区中央一丁目1番1号
ホテルメトロポリタン仙台 4階 千代
（末尾の会場ご案内図をご参照ください）

※会場変更のお知らせ

本年は当社株主総会の会場をホテルメトロポリタン
仙台3階 曙から『4階 千代』に変更しております。

議 案 第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

株主総会にご出席されない場合

書面（郵送）又はインターネットにより議決権を行使ください
ますようお願い申し上げます。

議決権行使期限：2025年6月20日（金曜日）午後5時まで

第126期 定時株主総会 招集ご通知

東北特殊鋼株式会社

目 次

第126期定時株主総会招集ご通知……………	1
株主総会参考書類……………	5
事業報告……………	15
計算書類……………	33
監査報告……………	57

証券コード 5484
(発送日) 2025年5月30日
(電子提供措置の開始日) 2025年5月29日

株 主 各 位

(本店所在地)
仙台市太白区長町七丁目20番1号
(本社事務所)
宮城県柴田郡村田町大字村田字西ヶ丘23番地
東 北 特 殊 鋼 株 式 会 社
代表取締役社長 成瀬 真司

第126期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第126期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】 <https://www.tohokusteel.com/>



(上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「株主・投資家情報」「株式情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「東北特殊鋼」又は「コード」に当社証券コード「5484」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月20日（金曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月23日（月曜日）午前10時（午前9時30分受付開始）
2. 場 所 仙台市青葉区中央一丁目1番1号
ホテルメトロポリタン仙台 4階 千代（末尾の会場ご案内図をご参照ください）
※会場変更のお知らせ
本年は当社株主総会の会場をホテルメトロポリタン仙台3階 曙から『4階 千代』に変更しております。

3. 目的事項

- 報告事項
- 第126期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第126期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

○当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、当日の受付開始は午前9時30分を予定しております。

○電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東京証券取引所ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

本招集通知とあわせてご通知する議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年6月23日(月曜日)
午前10時
(受付開始：午前9時30分)



書面(郵送)で議決権を行使される場合

本招集通知とあわせてご通知する議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年6月20日(金曜日)
午後5時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月20日(金曜日)
午後5時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用
議決権行使書
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、3、4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

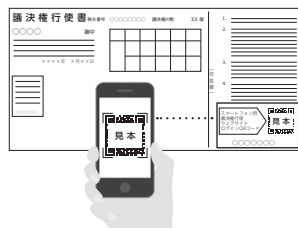
書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。また、インターネットと書面(郵送)により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いします。

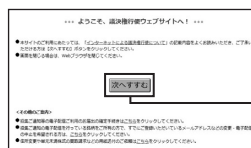
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに経営体質の強化と今後の事業展開等を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金20円 総額148,555,180円
(これにより中間配当を含めました年間配当金は、1株につき40円となります。)
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年6月24日

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
1	なる せ しん じ 成 瀬 真 司 (1958年9月22日) [再任]	1982年 4 月 大同特殊鋼株式会社入社 2005年10月 同社鋼材事業部鋼材営業部長 2009年 6 月 同社特殊鋼事業部事業企画管理部長 2012年 6 月 同社取締役経営企画部長 2015年 6 月 同社常務執行役員営業生産統括部担当 2016年 6 月 大同興業株式会社常務取締役原料営業本部長 2018年 6 月 同社取締役常務執行役員原料営業本部担当 2019年 6 月 当社代表取締役社長 2021年 6 月 当社代表取締役社長社長執行役員（現任）	15,078株
	取 締 役 候 補 者 と し た 理 由	成瀬真司氏は、大同特殊鋼グループ企業の経営に携わり、その経歴を通じて培った経営全般における豊富な見識等を有しております。当社の代表取締役社長に就任以来、商品ポートフォリオ改革や企業風土改革に向けた体制整備を主導するなど、強力なリーダーシップを発揮してまいりました。 当社の持続的な成長と企業価値向上を実現するため、取締役会の意思決定および監督機能の一層の強化や変化の激しい事業環境への対応を推進するリーダーとして最適な人材であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
2	え ばた たか し 江 幡 貴 司 (1959年8月17日) [再任]	1984年 4 月 当社入社 2011年 6 月 当社経営企画部長 2014年 6 月 当社取締役研究開発部長 2020年 6 月 当社取締役高機能材料事業部長 2021年 6 月 当社取締役常務執行役員高機能材料事業部長 2022年 8 月 当社取締役常務執行役員高機能材料事業部長 GI推進プロジェクトリーダー 2023年 6 月 当社取締役常務執行役員GI推進プロジェクトリーダー（現任） 【担当】技術開発部門	6,563株
	取 締 役 候 補 者 と し た 理 由	江幡貴司氏は、長年にわたり当社の生産および産学連携を含めた研究開発に携わり、特殊鋼業界における豊富な業務経験および技術・研究開発に関する深い知見を有しております。また、同氏は技術開発部門担当取締役として経営を担うとともに、環境価値に優れた商品開発に尽力しております。同氏の豊富な経験と見識は、当社の高機能材料の新商品開発を推進するにあたり必要な人材であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	
3	お がた ひとし 尾 形 仁 (1961年10月25日) [再任]	1989年 1 月 当社入社 2009年 5 月 当社熱処理事業部熱処理工場村田工場長 2012年 6 月 当社熱処理事業部熱処理工場土浦工場長 2013年 1 月 当社複合加工事業部熱処理工場長 2015年 4 月 TOHOKU Manufacturing (Thiland) Co.,Ltd. 代表取締役社長 2018年 6 月 当社取締役TOHOKU Manufacturing (Thiland) Co.,Ltd. 代表取締役社長 2021年 6 月 当社執行役員TOHOKU Manufacturing (Thiland) Co.,Ltd. 代表取締役社長 2022年 6 月 当社執行役員複合加工事業部長 2023年 6 月 当社執行役員 2024年 6 月 当社取締役執行役員（現任） 【担当】生産部門、設備部門	5,876株
	取 締 役 候 補 者 と し た 理 由	尾形仁氏は、長年にわたり当社の生産において、工場運営や事業部門のマネジメントに携わり、生産技術に関する豊富な業務経験および深い知見を有しております。また、海外グループ子会社の代表取締役社長、当社の取締役・執行役員として各工場を統括するなど、当社の経営を担ってまいりました。同氏の保有する生産に関する経験と見識はポートフォリオ改革に向けた生産・設備領域の基盤整備を推進するにあたり必要な人材であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	いた ばし ひろ あき 板 橋 弘 昭 (1963年5月28日) [再任]	1986年4月 当社入社 2010年6月 当社名古屋営業所長 2016年5月 当社東京営業所長 2018年6月 当社取締役東京営業所長兼名古屋営業所長 2020年3月 当社取締役営業部長 2021年6月 当社取締役執行役員溶鍛鋼材工場長 2022年6月 当社取締役執行役員 2022年8月 当社取締役執行役員 コミュニケーション推進プロジェクトリーダー（現任） 【担当】 本社部門（総務人事部、コミュニケーション推進プロジェクト）、営業部門	5,009株
	取締役候補者 とした理由	板橋弘昭氏は、長年にわたり当社の営業に携わり、特殊鋼業界における豊富な営業・販売戦略上の経験および知識を有しております。また、同氏は本社部門（総務人事部、コミュニケーション推進プロジェクト）・営業部門担当取締役として経営を担うとともに、コミュニケーション推進プロジェクトリーダーとして企業風土改革および人事制度改革の推進に尽力しております。今後も当社の事業成長と経営基盤の強化のため必要な人材であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	
5	き むら とし みつ 木 村 利 光 (1962年7月29日) [再任]	1987年4月 大同特殊鋼株式会社入社 2007年7月 同社研究開発本部企画管理部商品企画室室長 2008年7月 同社研究開発本部プロセス技術開発センターセンター長 2015年6月 同社技術開発研究所プロセス研究部部長 2017年7月 同社技術開発研究所副所長 2018年4月 Daido Steel(America) Inc.主席部員 2020年6月 当社経営企画部長 2021年6月 当社執行役員経営企画部長 2023年6月 当社取締役執行役員経営企画部長（現任） 【担当】 本社部門（経営企画部、経理部）	1,783株
	取締役候補者 とした理由	木村利光氏は、長年にわたり研究開発および商品企画に携わり、特殊鋼業界における豊富な業務経験および知識を有しております。また、同氏は本社部門（経営企画部、経理部）担当取締役として、中長期的な成長戦略の策定やDXを推進するなど当社経営を担っております。今後も当社の持続的な企業価値の向上のため必要な人材であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位 およ び 担 当 な ら び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
6	うし ごめ すすむ 牛 込 進 (1935年8月28日) [再任]	1987年 6 月 東京窯業株式会社代表取締役社長 2004年 6 月 当社社外監査役 2005年 6 月 東京窯業株式会社代表取締役会長（現任） 2006年 6 月 当社社外取締役（現任） 【重要な兼職の状況】 東京窯業株式会社 代表取締役会長	0株
	社外取締役候補者 と し た 理 由 お よ び 期 待 さ れ る 役 割 の 概 要	牛込進氏は、長年にわたり耐火物関連事業や環境関連製品等の製造・販売を行う東京窯業株式会社の経営に携わり、その経歴を通じて培った経営の専門家としての知識・経験等を当社の経営に活かしていただくため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。 また、同氏が社外取締役に選任された場合には、企業の経営者としての専門知識や、海外を含むグループ子会社を長年統括してきた企業経営者としての豊富な見識から助言いただき、経営の監督および取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割・責務を発揮していただくことを期待しております。	
7	は やま あき こ 羽 山 暁 子 (1979年 8 月 8 日) [再任]	2003年 4 月 株式会社インテリジェンス（現パーソルキャリア株式会社）入社 2011年 6 月 株式会社ブレインパッド入社 2019年 3 月 株式会社Pallet設立 代表取締役（現任） 2020年10月 株式会社AOD取締役CCO 2022年 8 月 一般社団法人グラミン日本仙台支部 支部長（現任） 2023年 6 月 当社社外取締役（現任） 【重要な兼職の状況】 株式会社Pallet 代表取締役	0株
	社外取締役候補者 と し た 理 由 お よ び 期 待 さ れ る 役 割 の 概 要	羽山暁子氏は、組織コンサルティングや企業研修などを行う株式会社Palletの代表取締役であり、人事・人材教育分野に関する幅広い見識を当社の経営に活かしていただくため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。 また、同氏が社外取締役に選任された場合には、取締役会の多様性を確保するとともに、人的資本経営の推進や企業風土改革に関する助言等を通じて、経営の監督および取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割・責務を発揮していただくことを期待しております。	

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社株式の数は、当期末（2025年3月31日）現在の株式数を記載しております。また、東北特殊鋼役員持株会における本人持分を含めて記載しております。（1株未満切捨て表示）
3. 牛込進氏および羽山暁子氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、牛込進氏を東京証券取引所の定めにに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
5. 牛込進氏は、当社発行済株式総数の8.50%を保有する大株主である東京窯業株式会社の代表取締役会長であります。また、当社は同社と主に真空溶解炉に使用される耐火材等の副資材の購入等の取引関係がありますが、その取引額は当社の当事業年度における売上高の0.1%以下であります。同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって19年となります。また、同氏は、当社社外取締役就任前2年間に於いて当社社外監査役でありました。
6. 羽山暁子氏の戸籍上の氏名は、上野暁子であります。
7. 当社は、羽山暁子氏を東京証券取引所の定めにに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
8. 羽山暁子氏は、株式会社Palletの代表取締役であります。また、当社と同社との間には研修等の取引がありますが、2025年3月期における取引額は僅少であります。同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
9. 当社は、牛込進氏、羽山暁子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
- その契約内容の概要は、次のとおりであります。
- ・非業務執行取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項で定める最低限度額の範囲内でその責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、非業務執行取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
10. 当社は、成瀬真司氏、江幡貴司氏、尾形仁氏、板橋弘昭氏、木村利光氏、牛込進氏、羽山暁子氏との間で会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する（ただし、役員等が不正な利益を図り、また会社に損害を加える目的で職務を執行したものであったことが判明した場合、情報提供、報告を怠ったまたは遅延した場合、その職務を行うにつき悪意または重過失があったことにより損害賠償を請求された場合を除く）補償契約を締結しております。各候補者の再任が承認された場合は、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
11. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役伊藤慎悟氏は、本総会の終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、補欠として選任する監査役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査役の任期の満了する時までとなります。また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 地 位 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
まつ ざき しん じ 松 崎 慎 治 (1965年 6 月20日) [新任]	1988年 4月 大同特殊鋼株式会社入社 2001年 2月 OHIO STAR FORGE CO.出向 2011年11月 同社海外事業部海外企画管理部長 2017年 6月 同社C R M部監査室長 2020年 2月 同社海外事業部長 2021年 8月 大同特殊鋼(上海)有限公司董事長総経理 2023年 6月 大同興業株式会社執行役員経理部長 2024年 6月 同社取締役執行役員総務部、経理部、情報システム部担当 経理部長（現任） 【重要な兼職の状況】 大同興業株式会社 取締役執行役員総務部、経理部、情報システム部担当 経理部長	0株
社外監査役候補者 と し た 理 由	松崎慎治氏は、特殊鋼業界において、長年にわたり海外事業および会社経営に携わっております。加えて、内部監査および財務、会計に関わる豊富な経験と知識を持ち合わせており、取締役会の監督機能の強化を期待できると判断し、新たに社外監査役として選任をお願いするものであります。	

- (注) 1. 松崎慎治氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 松崎慎治氏は、社外監査役候補者であります。
3. 松崎慎治氏は、現在および過去10年間に当社の特定関係事業者である大同特殊鋼株式会社および大同興業株式会社の業務執行者であり、過去2年間に大同興業株式会社から報酬等を受けており、今後も受ける予定であります。
4. 当社は、松崎慎治氏の選任が承認された場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
- その契約内容の概要は、次のとおりであります。
- ・監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項で定める最低限度額の範囲内でその責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 当社は、松崎慎治氏の選任が承認された場合、同氏との間で会社法第430条の2第1項の規定に基づいた、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する（ただし、役員等が不正な利益を図り、また会社に損害を加える目的で職務を執行したものであったことが判明した場合、情報提供、報告を怠ったまたは遅延した場合、その職務を行うにつき悪意または重過失があったことにより損害賠償を請求された場合を除く）補償契約を締結する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。松崎慎治氏が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いする
ものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 歴 、 地 位 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当社の株式数
さ の ひろ ゆき 佐 野 弘 幸 (1961年6月7日)	1984年4月 大同特殊鋼株式会社入社 2012年4月 同社特殊鋼製品本部工具鋼事業部工具鋼営業部長 2014年4月 同社特殊鋼製品本部工具鋼事業部長 2015年6月 同社工具鋼部長 2016年4月 大同興業株式会社入社 素形材営業副本部長(理事)、素形材営業本部素形材第一部長 2016年6月 同社取締役素形材営業副本部長、素形材営業本部素形材第一部長 2017年4月 同社取締役素形材営業副本部長、素形材営業本部素形材第一部長、東京支店長 2018年4月 同社取締役素形材営業副本部長、名古屋支店長 2018年6月 同社執行役員素形材営業本部長、名古屋支店長 2020年6月 同社常務執行役員素形材営業本部長、名古屋支店長 2022年6月 同社監査役（現任） 【重要な兼職の状況】 大同興業株式会社 監査役	0株
補欠の社外監査役 候補者とした理由	佐野弘幸氏は、広く鉄鋼業界に精通しており、その経歴から客観的な視点に基づいた経営の監督とチェック機能を期待し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。	

- (注) 1. 佐野弘幸氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 佐野弘幸氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 佐野弘幸氏は、現在および過去10年間に当社の特定関係事業者である大同特殊鋼株式会社および大同興業株式会社の業務執行者でありました。なお、同氏の両社における業務執行者としての地位および担当は、「略歴、地位および重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。
4. 当社は、佐野弘幸氏が監査役に就任した場合には、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
- その契約内容の概要は、次のとおりであります。
- ・ 監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項で定める最低限度額の範囲内でその責任を負う。
 - ・ 上記の責任限定が認められるのは、監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 当社は、佐野弘幸氏が監査役に就任した場合には、同氏との間で会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する（ただし、役員等が不正な利益を図り、また会社に損害を加える目的で職務を執行したものであったことが判明した場合、情報提供、報告を怠ったまたは遅延した場合、その職務を行うにつき悪意または重過失があったことにより損害賠償を請求された場合を除く）補償契約を締結する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で役員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。佐野弘幸氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

事業報告

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

①中期経営計画の目標と実績

当社グループは2024年に「2026中期経営計画」を策定し公表しました。当中期経営計画の中で、当連結会計年度は、売上高230億円、営業利益14億円、ROS（売上高営業利益率）6%、ROE（自己資本利益率）4%の目標を掲げましたが、売上高211億円、営業利益12億円、ROS 5.9%、ROE 3.6%の実績となり、各数値目標は未達でした。

当社グループは前回の中期経営計画において、2030年に目指すべき姿である「東北特殊鋼 2030 VISION」を「迫り来る革新的モビリティ・エネルギー・デジタル社会 その激流に流されず、変化を御してよりよい社会づくりのために高機能材を提供し続ける」として決めました。「東北特殊鋼 2030 VISION」の実現に向けて、「2026中期経営計画」は前回の中期経営計画の踏襲した「『開発機能会社』への前進と柔軟な事業の転進」を基本コンセプトに掲げ、特殊鋼事業と不動産賃貸事業が相互に連携し価値の創出と成長を目指します。具体的には「未来への成長投資」を強化するとともに、厳しい事業環境の中でも利益を確保する「収益性の改善」に注力します。より詳細なアクションプランとその実績は次の通りです。

特殊鋼事業アクションプラン①「商品ポートフォリオ改革の断行」

第一に、当社グループの強み商品である電磁ステンレス鋼と特殊合金を、半導体製造装置や新エネルギーなどの成長産業向けの領域での販売拡大を図ります。過年度において投資した設備装置を最大限活用し安定した供給体制を構築するとともに、マーケティング・営業活動も並行して強化してまいります。当連結会計年度においては、自動車産業が型式認証の不正問題により低調であったこと、半導体製造装置産業がAI需要のけん引があったもののその効果が限定的であったことから、強み商品の販売量も前連結会計年度比で減少しました。しかし、拡販活動を強化したことで、新規の引き合いが増加しており、その一部は注文につながってきています。

第二に、新たなビジネスモデルの構築として、トマト栽培向けの害虫防除機器（トマタブル）の量産化と販売開始、振動発電によるIoT電源の商品化を計画しております。トマタブルとIoT電源は、ともに当社が開発した磁歪クラッド材を使用した商品です。トマタブルについては、防除する害虫による被害には地域特性があるため、重点販売エリアの見直しをしております。現在、西日本を中心に商品評価を行っており、2025年度以降の量産化と販売を計画しております。IoT電源については、当社工場内での検証を行っていましたが、2025年度は他社工場での検証を計画しております。どちらも直ちに収益に貢献する商品ではありませんが、当社グループの成長をけん引する事業として育成してまいります。

第三に、内燃自動車向けの既存主力商品と海外事業については、今後の需要減少局面でも収益性を維持するため、生産体制の見直しや低収益商品の見極めを計画しています。これまでとは異なる受注環境が継続することを前提とした、設備稼働の集約や従業員の配置

転換を進めてまいります。当連結会計年度においては、更なる原価低減活動による製造原価の圧縮と原価低減では吸収できないコスト上昇の値上げ活動に注力してきました。

特殊鋼事業アクションプラン②「環境価値の優れた開発商品拡大」

当社グループは、顧客や社会の課題を解決する環境価値に優れた開発商品の拡大を目指しています。現在の具体的な活動として、新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）のグリーンイノベーション基金事業の取組みである次世代モーター用素材の開発や、当社独自の磁歪クラッド材の用途開発があります。これらは電動車の省エネルギー化や振動発電による新エネルギー獲得など、将来の電動化社会に貢献する開発活動です。

当連結会計年度においては、当中期経営計画の中で計画している研究開発費17億円の25.8%にあたる4億円の研究開発費を投入しております。個別の開発活動については、次世代モーター用素材の開発はNEDOの定めたステージゲートを通過し、次の開発段階へ進んでおります。磁歪クラッド材の用途開発では、進行中のトマト栽培向けの害虫防除機器だけではなく、その他の農作物への応用や害虫防除以外の効果を検証中です。

特殊鋼事業アクションプラン③「未来工場実現に向けた基盤整備」

特殊鋼事業アクションプラン①②を支えるため、多様な従業員が活躍しデジタルトランスフォーメーション（DX）を実現するための工場基盤整備を進めます。生産設備や基幹システムの更新により、強み商品の拡販や工場の効率稼働だけではなく、将来の成長に向けた生産技術の蓄積や商品の高付加価値化・高品質化を進めてまいります。

当連結会計年度においては、新しい基幹システムの稼働やITツールの浸透により、DXが進展しました。これまでにDXを実現した業務領域は限定的ですが、基幹システムやITツール利用の習熟度が増すことで、翌連結会計年度以降はより広い範囲でDXが進行すると見込んでいます。ITやIoTなどのデジタル領域と特殊鋼製品製造のアナログ領域が融合した未来工場の実現に向け、部門や職制を横断した工場基盤の整備に取り組みます。

不動産賃貸事業アクションプラン「収益性の長期持続性確保」

当社グループの不動産賃貸事業は仙台市長町エリアの旧工場跡地に建設した商業施設の賃貸サービスが中心です。不動産賃貸事業は特殊鋼事業と並ぶ当社グループの主力事業として、安定的な利益を生み出しています。当中期経営計画では商業施設の新たな価値の創出と最大化を目指します。中心である商業施設の老朽化対応に加え、周辺不動産への追加投資により、エリア全体の価値向上を図ります。

当連結会計年度においては、商業施設の計画的な予防保全を継続しつつも、周辺不動産の有効活用に向けた調査を開始しました。

②当連結会計年度の経過およびその成果

当連結会計年度における世界経済は、地政学的なリスクは残るものの、各国のインフレーション抑制策を受け回復傾向にあります。一方でわが国経済は、主要企業における賃上げにより名目賃金が上昇しましたが、インフレーションや円安による物価高騰で実質賃金は減少傾向にあり、内需の回復は鈍化しております。

特殊鋼業界の主要な需要先である自動車産業においては、部品メーカーの在庫調整が部分的に進展し、需要回復の兆しが見えてきました。しかしながら、複数の自動車メーカーにおける型式認証の不正問題により一部車種の国内生産が停止しており、特殊鋼の需要は当初の計画を下回りました。

このような環境の中、当社グループの特殊鋼事業につきましては、半導体製造装置向けの特
殊鋼材が在庫調整により出荷量が減少したことで売上高は前年実績を下回りました。また、
昨年度より継続している固定費削減等の原価低減活動により、利益面では前年実績を上回り、
減収増益となりました。

不動産賃貸事業につきましては、各種費用の高騰を受け商業施設の警備サービスや清掃サー
ビスを値上げしたことで売上高は前年実績を上回りました。しかし、人件費の高騰等により利
益は前年実績を下回り、増収減益となりました。

その結果、当連結会計年度における売上高は前連結会計年度比 1 億 5 千 9 百万円減の 211 億
7 千 8 百万円となりました（事業別売上高は下表のとおりであります）。営業利益は前連結会
計年度比 1 千 3 百万円減の 12 億 4 千 9 百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会
計年度比 3 千 3 百万円増の 10 億 8 百万円となりました。

また、当社の業績につきましては、売上高は前期比 2 億 2 千 4 百万円減の 170 億 6 千 4 百万
円となりました。営業利益は前期比 4 千 6 百万円増の 6 億 1 千 3 百万円、当期純利益は前期比
1 億 4 千 7 百万円増の 6 億 2 千 1 百万円となりました。

事業別売上高の推移

事 業 別	第 123 期 (2022年3月期)	第 124 期 (2023年3月期)	第 125 期 (2024年3月期)	第 126 期 (2025年3月期)
特 殊 鋼 事 業 (百万円)	17,516	19,213	18,983	18,821
不 動 産 賃 貸 事 業 (百万円)	2,366	2,343	2,353	2,356
計 (百万円)	19,883	21,557	21,337	21,178
前 期 比 増 減 率 (%)	22.8	8.4	△1.0	△0.7

(注) 記載金額の単位未満は切り捨てて表示しております。

(2) 資金調達の状況

当連結会計年度中において増資その他特記すべき事項はありません。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において、実施いたしました設備投資等の総額は 5 億 4 千 9 百万円でありま
す。

事業セグメント別の設備投資等は、次のとおりであります。

特殊鋼事業 4 億 7 千 6 百万円であり、主なものは当社特殊鋼鋼材設備・精密加工設
備・熱処理加工設備の増強、更新および能力向上のための改造でありま
す。

不動産賃貸事業 7 3 百万円であり、主なものは商業施設の監視設備工事によるものであり
ます。

(4) 対処すべき課題

当社グループは2024年に「『開発機能会社』への前進と柔軟な事業の転進」を基本コンセプトとした「2026中期経営計画」を公表しました。「(1) 事業の経過およびその成果 ①中期経営計画の目標と実績」のとおり当連結会計年度は、売上高、営業利益、ROS、ROEのいずれも目標値に達しませんでした。その主な要因は自動車産業や半導体製造装置産業における特殊鋼需要の減少です。自動車の電動化が進み内燃機関を搭載しない自動車の増加やハイブリッド化による内燃機関の小型化などにより、自動車産業での特殊鋼使用量は減少しております。また、半導体製造装置産業は、AI需要によるけん引はあるものの、既存の特殊鋼需要への影響は限定的です。この需要減少に対して、当社グループでは営業部門と生産部門が全社横断ワーキンググループ（WG）を組織しました。当WGでは、自動車産業や半導体製造装置産業だけではなく新エネルギー産業向けなどで特殊鋼の新規需要を開拓しています。

また、販売量の減少に伴い製品単位の製造原価が増加していることから、原価低減活動を継続しております。これまでより詳細な単位で商品群の収益性を評価し原価低減活動を行うとともに、優先度の高い商品から値上げ活動を強化しております。原価低減活動と値上げ活動については、上述のWGの中で毎月進捗を報告し、全社でフォローしております。

当社の本社工場は1990年に現在の宮城県村田町に移転し、30年以上が経過しております。これまでも定期的な設備修繕や更新を実施してきましたが、大型の工場インフラや設備では老朽化が進み、生産活動の停止や有害物質の漏洩等のリスクがあります。法令で定められたタイミングだけではなく適切な点検スケジュールを策定し、不具合の早期発見と重大な設備故障や事故の防止に努めます。一部の設備については、当社内製の振動監視ユニットを導入しており、予知保全を拡充しております。

これらの施策を通じ、グローバルブランドの確立を目指しつつ、良き企業市民としてコンプライアンス、環境保全等に積極的に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第 123 期 (2022年3月期)	第 124 期 (2023年3月期)	第 125 期 (2024年3月期)	第 126 期 (2025年3月期)
売上高 (百万円)	19,883	21,557	21,337	21,178
経常利益 (百万円)	2,142	1,424	1,384	1,372
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,154	1,118	974	1,008
1 株当たり当期純利益 (円)	153.28	148.53	129.44	134.20
総資産 (百万円)	31,217	32,708	34,793	34,031

② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第 123 期 (2022年3月期)	第 124 期 (2023年3月期)	第 125 期 (2024年3月期)	第 126 期 (2025年3月期)
売上高 (百万円)	16,130	17,484	17,289	17,064
経常利益 (百万円)	1,344	736	753	805
当期純利益 (百万円)	709	652	473	621
1 株当たり当期純利益 (円)	94.18	86.64	62.88	82.69
総資産 (百万円)	19,361	20,550	21,527	20,579

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
東特エステートサービス株式会社	495百万円	100%	不動産賃貸業およびビルメンテナンス業
東 特 興 業 株 式 会 社	10百万円	100%	鋼材・加工品等の販売
TOHOKU Manufacturing (Thailand) Co.,Ltd.	460百万タイ・パーツ	100%	加工品等の製造・販売
TOHOKU STEEL INDIA PRIVATE LIMITED	1,000百万インド・ルピー	100%	特殊鋼鋼材の製造・販売

(7) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社グループは、当社および連結子会社4社により構成されており、その主な事業内容は次のとおりであります。

特殊鋼事業

下記製品の製造、加工および販売

特殊鋼鋼材（耐熱鋼・特殊ステンレス鋼等）、磁性材料、合金、冷間鍛造品、精密加工製品、熱処理加工、表面改質、計測機器、電磁石

不動産賃貸事業

不動産の賃貸およびメンテナンス

(8) 主要な営業所および工場（2025年3月31日現在）

① 当社

本 社	宮城県柴田郡村田町
工 場	宮城県柴田郡村田町、茨城県土浦市
営 業 所	東京営業所（東京都中央区）、名古屋営業所（名古屋市中区）、 仙台営業所（宮城県柴田郡村田町）

（注）登記上の本店は仙台市太白区ですが、本社業務は宮城県柴田郡村田町で行っております。

② 子会社

名 称	所 在 地
東 特 エ ス テ ー ト サ ー ビ ス 株 式 会 社	仙台市太白区
東 特 興 業 株 式 会 社	仙台市太白区
TOHOKU Manufacturing (Thailand) Co.,Ltd.	タイ王国 チョンブリ県
TOHOKU STEEL INDIA PRIVATE LIMITED	インド共和国 アーンドラ・プラデシュ州

(9) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の従業員数

事業別	従業員数	前期比増減数
特殊鋼事業	531 (28) 名	△6 (△2) 名
不動産賃貸事業	58 (7)	0 (△2)
合計	589 (35)	△6 (△4)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は () 内に年間平均雇用人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員数

従業員数	前期比増減数
378 (25) 名	0 (△2) 名

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は () 内に年間平均雇用人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

該当する事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

- (1) 発行済株式の総数（普通株式） 7,427,759株（自己株式122,241株を除く）
 (2) 株主数 781名
 (3) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
大 同 特 殊 鋼 株 式 会 社	2,549千株	34.32%
岡 谷 鋼 機 株 式 会 社	752	10.12
東 京 窯 業 株 式 会 社	631	8.50
光 通 信 株 式 会 社	563	7.59
株 式 会 社 U H P a r t n e r s 2	474	6.39
株 式 会 社 U H P a r t n e r s 3	449	6.05
株 式 会 社 七 十 七 銀 行	300	4.05
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	200	2.69
芝 本 産 業 株 式 会 社	173	2.34
株 式 会 社 エ ス ア イ エ ル	120	1.62

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当社は、自己株式を122,241株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

当社は、2025年1月29日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式の取得について決議し、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

取得対象株式の種類	当社普通株式
取得した株式の総数	101,100株
取得価額の総額	213,624,300円
取得日	2025年1月30日
取得方法	東京証券取引所の自己株式立会外買い付け取引（ToSTNeT-3）による買付け

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（2025年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長 （社長執行役員）	成瀬 真司	
取 締 役 （常務執行役員）	江幡 貴司	技術開発部門 GI推進プロジェクトリーダー（委嘱）
取 締 役 （ 執 行 役 員 ）	尾形 仁	生産部門、設備部門
取 締 役 （ 執 行 役 員 ）	板橋 弘昭	本社部門（総務人事部、コミュニケーション推進プロジェクト）、 営業部門 コミュニケーション推進プロジェクトリーダー（委嘱）
取 締 役 （ 執 行 役 員 ）	木村 利光	本社部門（経営企画部、経理部） 経営企画部長（委嘱）
取 締 役	牛込 進	東京窯業株式会社 代表取締役会長
取 締 役	羽山 暁子	株式会社Pallet 代表取締役
常 勤 監 査 役	藤井 利光	
監 査 役	氏家 照彦	株式会社七十七銀行 代表取締役会長
監 査 役	伊藤 慎悟	大同興業株式会社 取締役常務執行役員原料営業本部長、 東京支店長、リスクマネジメント部、経営企画部、営業統括部担当

- (注) 1. 取締役牛込進氏、羽山暁子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役氏家照彦氏および伊藤慎悟氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、牛込進氏、羽山暁子氏および氏家照彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 常勤監査役藤井利光氏は、品質保証・技術サービス・商品開発部門のマネジメントに携わった経験があり、品質管理システムへの深い造詣もあることから、コンプライアンスやリスクマネジメント、内部監査に関する見識を高い水準で有しております。
5. 監査役氏家照彦氏は、銀行における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役伊藤慎悟氏は、大同興業株式会社の取締役常務執行役員原料営業本部長、東京支店長であり、幅広い見識を有し、当社の企業経営全般に対して監査を行う知見を有しております。
7. 取締役山本博行氏は、2024年4月6日に逝去により退任いたしました。
8. 監査役関公彦氏は、2024年6月25日開催の当社第125期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役および各監査役との間で、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項で定める最低責任限度額としております。

(3) 補償契約の内容の概要等

当社は、取締役成瀬真司氏、江幡貴司氏、尾形仁氏、板橋弘昭氏、木村利光氏、牛込進氏、羽山暁子氏、監査役藤井利光氏、氏家照彦氏および伊藤慎悟氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。

ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、補償の可否および範囲等の判断は、原則として社外取締役または外部の弁護士その他の専門家によって構成される補償委員会における審議および承認を要件としております。また、役員等が不正な利益を図り、また会社に損害を加える目的で職務を執行したものであったことが判明した場合、情報提供、報告を怠ったまたは遅延した場合、その職務を行うにつき悪意または重過失があったことにより損害賠償を請求された場合には、補償の対象としないこととしております。

なお、補償契約の履行等に関する該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で当社の取締役および監査役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。なお、保険料は当社が全額を負担しております。

(5) 取締役および監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数(名)
		基本報酬 (月額報酬)	業績連動報酬 (賞与)	非金銭報酬	
取締役 (うち社外取締役)	75,433 (5,640)	68,613 (5,640)	6,820 (-)	- (-)	8 (2)
監査役 (うち社外監査役)	17,079 (4,080)	17,079 (4,080)	- (-)	- (-)	4 (3)
合計 (うち社外役員)	92,512 (9,720)	85,692 (9,720)	6,820 (-)	- (-)	12 (5)

- (注) 1. 当事業年度末現在の取締役は7名（うち社外取締役2名）、監査役は3名（うち社外監査役2名）であります。上記員数と相違しておりますのは、2024年4月6日に逝去により退任した取締役1名、2024年6月25日開催の当社第125期定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役1名が含まれております。
2. 上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含まれておりません。なお、使用人兼務取締役の使用人分給与（賞与を含む）として34,212千円を支給しております。
3. 株主総会の決議に基づく取締役の報酬限度額は年額200,000千円、監査役の報酬限度額は年額50,000千円であります。（2010年6月29日開催の第111期定時株主総会決議）当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役1名）、監査役の員数は3名（うち社外監査役2名）であります。
4. 取締役会は、取締役による業務執行を統括し、経営を監視・評価する立場にあることから、代表取締役社長成瀬真司氏に対し、各取締役の職務、会社業績を総合的に勘案して具体的な報酬の額を決定することを一任しております。
5. 業績連動報酬等にかかる業績指標は当事業年度の経常利益であります。当該指標を選択した理由は下記②(ハ)に記載のとおりであり、基準額に対し経常利益を指標とした業績係数を乗じ決定しております。

② 取締役の個人別の報酬等についての決定方針

当社の持続的な成長を図り、業績向上に対する健全なインセンティブが機能することを目的とし、当社は2021年3月30日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を次のとおり決議しております。

また、当事業年度における取締役の個人別の報酬については、代表取締役社長が取締役会において必要な説明を行い、代表取締役社長一任の決議を経たうえで、その職責、会社業績への貢献等を総合的に勘案し決定したものであると認められることから、取締役会としては、以下の基本方針に沿うものであると判断しております。

(イ) 基本方針

当社の持続的な成長に向けて健全なインセンティブが機能することを目的として、個々の取締役の報酬等の決定に際しては、各職責を踏まえ、第三者が調査した民間企業の役員報酬等の情報を参考に適正な水準とすることを基本方針としております。

(ロ) 取締役の個人別の報酬等の構成

2010年6月29日開催の第111期定時株主総会の決議に基づき、報酬等の限度額である年額200,000千円以内で、社内取締役については役員経験年数を加味した「月額報酬」（固定報酬）と業績向上に対するインセンティブを与えるための「賞与」（業績連動報酬）で構成しております。また、社外取締役については、経営上の意思決定や業務執行についての監視・監督の役割から賞与は支給せず、経験年数を加味した「月額報酬」（固定報酬）としております。

(ハ) 業績連動報酬等に関する方針

企業の営業・財務活動の結果であって、総合的な収益力を示し、業務執行の成果が直接的に反映されることから経常利益を指標としております。

なお、当事業年度を含む経常利益の推移は1. (5)財産および損益の状況の推移に記載のとおりです。当社の業績連動報酬は、基準額に対し経常利益を指標とした業績係数を乗じ決定しております。

(ニ) 報酬等の割合に関する方針

当社では、「月額報酬」（固定報酬）と、経常利益を指標とした「賞与」（業績連動報酬）を中心とした「金銭報酬」にて取締役の個人別の報酬等を構成しており、「非金銭報酬」は支給しておりません。

(ホ) 報酬等の付与時期や条件に関する方針

「賞与」については、取締役会が賞与支給が適切でないと判断したとき以外は、年1回一定の時期に支給しております。

(ハ) 報酬等の決定の委任に関する事項

報酬等の決定は、取締役による業務執行を統括し、経営を監視・評価する立場にある代表取締役社長に委任いたします。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役牛込進氏は、東京窯業株式会社の代表取締役会長であり、同社は当社の大株主であります。また、当社は同社と主に真空溶解炉に使用される耐火材等の副資材の購入等の取引関係がありますが、その取引額は当社の当事業年度における売上高の0.1%以下であります。
- ・社外取締役羽山暁子氏は、株式会社Palletの代表取締役であり、当社と同社との間に研修等の取引がありますが、2025年3月期における取引額は僅少であります。
- ・社外監査役氏家朝彦氏は、株式会社七十七銀行の代表取締役会長であり、同社は当社の大株主であります。
- ・社外監査役伊藤愼悟氏は大同興業株式会社の取締役常務執行役員原料営業本部長、東京支店長、リスクマネジメント部、経営企画部、営業統括部担当であり、同社と当社とは製品の販売および仕入取引等があります。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況および 社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 牛込 進	当事業年度に開催された取締役会9回の全てに出席いたしました。牛込進氏は、社外取締役に就任以降、独立した立場から取締役会においては、耐火物関連事業や環境関連製品、窯業機械器具等の製造・販売を一貫して行う企業の経営者としての専門的知見や、海外を含むグループ子会社を長年統括してきた企業経営者としての豊富な経験から助言を行うなど、経営の監督と取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
社外取締役 羽山 暁子	当事業年度に開催された取締役会9回の全てに出席いたしました。羽山暁子氏は、社外取締役に就任以降、独立した立場から取締役会においては、法人向けの組織開発・人財開発支援を行う経営者としての知見に基づき、客観性を重視した提言やサステナビリティ、人的資本経営について専門的な助言を行うなど、経営の監督と取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
社外監査役 氏家 照彦	当事業年度に開催された取締役会9回の全てに、また監査役会9回の全てに出席いたしました。氏家照彦氏は、金融業界における幅広い見識と長年にわたる銀行経営の経験等の専門的な知見に基づき、独立した立場から取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において社外監査役として行った監査の報告をし、他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、当社の内部統制やコンプライアンス等について必要な発言を適宜行っております。
社外監査役 伊藤 慎悟	就任後、当事業年度に開催された取締役会7回の全てに、また監査役会7回の全てに出席いたしました。伊藤慎悟氏は、鉄鋼業界に幅広く精通しており、長年にわたる企業経営の経験等の専門的な知見に基づき、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において社外監査役として行った監査の報告をし、他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、当社の内部統制やコンプライアンス等について必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28,200千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,200千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積り算定根拠について必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。
3. 当社の子会社であるTOHOKU Manufacturing (Thailand) Co.,Ltd.およびTOHOKU STEEL INDIA PRIVATE LIMITEDは、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号記載のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意のもとに会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の監査の継続について著しい支障が生じた場合等には、監査役会が当該会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、これを株主総会に提出いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 内部統制システム基本方針および体制（業務の適正を確保するための体制の決定内容の概要）

当社は、会社法第362条第5項の規定に基づき、同条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項および第3項の各号に定める業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を決議しており、その内容の概要は以下のとおりであります。

①内部統制基本方針

当社は会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社および当社子会社の業務の適正を確保するための体制を整備し、法令遵守、財務報告の信頼性、業務の有効性・効率性確保、リスク管理に努めるとともに、社会経済情勢その他環境の変化に応じて不断の見直しを行い、その改善・充実を図る。

②取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は「東北特殊鋼グループ企業倫理憲章」および「東北特殊鋼グループ行動基準」を制定しすべての取締役および使用人に配布するとともに、代表取締役社長が「倫理をもって行動し法令を遵守していくことの重要性」の周知を図る。

また、当社は代表取締役社長を委員長とする「サステナビリティ・リスクマネジメント委員会」を設置、サステナビリティ・リスクマネジメントおよびコンプライアンス担当役員を選任し、取締役および使用人が「東北特殊鋼グループ行動基準」を遵守するよう啓蒙、監査、改善、是正に努める。サステナビリティ・リスクマネジメント委員会は、コンプライアンス体制の調査、法令ならびに定款上の問題の有無等を調査し、取締役会に報告する。

代表取締役社長は内部監査部門を直轄する。内部監査部門は指示に基づき業務執行状況の内部監査を実施し、代表取締役社長に報告する。さらに、内部統制に関連する事項について報告が必要な時には、取締役会に直接報告を行う仕組みを確保している。

③取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社の取締役の職務の執行に係る情報は文書または電磁的媒体に記録され「文書管理規程」に従い保存される。当社の取締役および監査役はこれらの文書等を常時閲覧できる。

また、保存情報は「情報管理規程」「個人情報取扱管理規程」に基づき適正に管理される。

④損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の「サステナビリティ・リスクマネジメント委員会」は当社グループにおいて近い将来予想されるリスクおよび潜在リスクを排除、防止するための審議を行う。突発危機発生時は対外的影響を最小限にするための対応策を協議する。当社は宮城県沖地震や東日本大震災を想定した地震対策を計画的に実行し、生産設備等の耐震性強化を図っている。

また、当社は品質マネジメントを維持・向上させるための「品質検討会」、環境負荷低減を果たすための「環境委員会」および使用人の災害防止と健康管理増進のための「安全衛生委員会」を定期的に開催する。

⑤取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは取締役および使用人が共有する目標を定め、これに基づく3年度を期間とする中期経営計画を策定する。

取締役会は中期経営計画の具体化として、事業部門別の業績目標と予算を6ヵ月ごとに設定す

る。

当社は執行役員制度を導入し、取締役会の機動性向上・監督機能の強化を図るとともに、中期経営計画、業績目標を達成するために取締役、執行役員の職務権限と分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保する。

当社は「取締役会」を3ヵ月に1回以上開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の報告を行う。さらに取締役、執行役員の職務の執行の効率性を高めるため、毎月1回「執行役員会」を開催する。経営に関する重要事項等の協議・方針決定については取締役会に先立ち、常勤取締役および執行役員、常勤監査役が出席する経営会議にて行う。

⑥当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の担当取締役または執行役員は子会社の非常勤取締役に就任し、子会社を監視、監督する。

コンプライアンスについては、当社および子会社の従業員に対し「東北特殊鋼グループ企業倫理憲章」および「東北特殊鋼グループ行動基準」を配布し、法令遵守意識を周知させるように努める。

当社経営企画部および総務人事部は以下の事項につき「関係会社管理規程」に従って統括管理する。

- (イ) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- (ロ) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (ハ) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (ニ) 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、代表取締役社長は監査役と協議の上、内部監査部門の所属員を監査役の補助すべき使用人として指名することができる。

⑧監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

当該使用人の人事異動については監査役の同意を得るものとする。

⑨監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

取締役は監査役の職務を補助すべき使用人が監査役の指揮命令に従う旨を他の使用人に周知徹底するとともに、当該使用人が監査役の職務を補助するのに必要な時間を内部監査部門長に確保させる。

⑩監査役への報告に関する体制

監査役は業務執行に関する重要な会議に出席することができる。

当社の取締役および使用人は当社の監査役に対して、法定の事項に加え、以下の事項の報告を速やかに行うものとする。

- (イ) 当社グループの業務または財務に重大な影響を及ぼす恐れのある事項
- (ロ) 取締役または使用人が法令違反、定款違反をする恐れのある場合

(ハ) 内部監査の実施状況

(ニ) 従業員の情報提供・相談窓口（ホットライン）の通報状況

また、子会社の取締役、監査役および使用人、またはこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査役に対して、子会社に関する（イ）～（ニ）に掲げる事項の報告を速やかに行うものとする。内部監査部門は子会社監査の結果報告の際に、子会社の取締役、監査役および使用人から聴取した内容を当社の監査役に報告する。

⑪監査役に報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に通報・報告をした者が監査役に通報・報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを「内部通報規程」に定める。

⑫監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務の執行について生ずる費用の前払いまたは債務の償還を請求したときは、経営企画部および総務人事部において審議のうえ、その必要が認められない場合を除き、速やかに処理する。

⑬その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は「監査役会規程」および「監査役監査基準」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、内部監査部門および会計監査人と緊密な連携を保ちながら自らの監査成果の達成を図る。

⑭反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、弁護士や警察等とも連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①コンプライアンスに関する取組み

「東北特殊鋼グループ行動基準」として冊子を全面的に見直し、当社の全役員および全従業員、グループ会社へ配布するとともに、社内講習の実施等を通じて、継続的なコンプライアンス意識の醸成を図っております。

②リスク管理体制

サステナビリティ・リスクマネジメント委員会を年間で4回開催し、各部門で認識されたリスクの評価および重点リスクへの対応状況について審議するとともに、当該活動状況について取締役会へ報告を行っております。

③取締役職務執行体制

取締役会を年間で9回開催し、重要な意思決定および職務執行状況の監督を行っております。

また、当社では執行役員制度を導入しており、監督機能と職務執行機能を区分することにより、取締役の職務執行の効率化を図っております。さらに、常勤取締役および執行役員、常勤監査役が出席する経営会議を年間で12回開催し、業務執行に係る重要事項の協議ならびに事業計画の進捗管理を行っております。

④グループ会社管理体制

「関係会社管理規程」に基づき、定められた重要事項について経営会議にて事前協議または報告を実施させるとともに、当社内部監査部門による定期的な内部監査等を通じて、グループ会社の経営状況や課題を把握し、必要な措置を講じております。

⑤監査役の監査体制

監査役会を年間で9回開催し、取締役の職務執行の監査ならびに内部統制システムの整備および運用状況等の確認を行っております。また、取締役会、経営会議、サステナビリティ・リスクマネジメント委員会等の重要会議への出席、重要書類の閲覧、子会社への往査、取締役・執行役員や内部監査部門へのヒアリング等を通じ、客観的・合理的な監査を実施しております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つと認識し、将来の事業展開と経営体質の強化に向けた適正な内部留保とのバランスを考慮しながら、業績に裏打ちされた利益配分を行うことを基本方針としております。

これまで改善と強化を進めてきた財務体質を背景に、今後は特殊鋼事業と不動産賃貸事業の両輪で収益力を向上させるための成長投資を実施してまいります。収益力の向上により獲得した利益につきましては、過剰な内部留保を持つことなく、配当により株主の皆様へ還元してまいります。還元の目安として、2024年度から2026年度の3年間に於いて連結配当性向を20%から30%に段階的に引き上げてまいります。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	17,413,177	流 動 負 債	3,955,531
現金及び預金	8,104,140	支払手形及び買掛金	1,500,216
受取手形	10,956	電子記録債務	1,181,947
売掛金	2,871,344	未払法人税等	113,516
電子記録債権	2,063,725	賞与引当金	330,901
有価証券	850,000	役員賞与引当金	6,820
商品及び製品	741,071	その他	822,127
仕掛品	1,457,471	固 定 負 債	2,155,093
原材料及び貯蔵品	1,153,640	長期預り金	1,846,624
その他	161,252	修繕引当金	153,160
貸倒引当金	△423	退職給付に係る負債	92,669
固 定 資 産	16,618,018	繰延税金負債	59,994
有 形 固 定 資 産	9,601,858	その他	2,644
建物及び構築物	3,853,619	負 債 合 計	6,110,624
機械装置及び運搬具	2,979,085	純 資 産 の 部	
工具器具備品	262,802	株 主 資 本	26,867,751
土地	2,303,428	資 本 金	827,500
建設仮勘定	184,830	資 本 剰 余 金	560,993
その他	18,092	利 益 剰 余 金	25,711,323
無 形 固 定 資 産	265,634	自 己 株 式	△232,065
投資その他の資産	6,750,525	その他の包括利益累計額	1,052,820
投資有価証券	6,389,909	その他有価証券評価差額金	958,126
従業員長期貸付金	2,301	為 替 換 算 調 整 勘 定	94,693
繰延税金資産	103,564	純 資 産 合 計	27,920,572
その他	255,188	負 債 ・ 純 資 産 合 計	34,031,196
貸倒引当金	△438		
資 産 合 計	34,031,196		

連結損益計算書

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	21,178,080
売上原価	17,826,111
売上総利益	3,351,969
販売費及び一般管理費	2,102,153
営業利益	1,249,815
営業外収益	77,559
受取利息及び配当金	21,565
為替差益	42,494
その他	141,619
営業外費用	11,912
支払手数料	7,056
その他	18,968
経常利益	1,372,465
税金等調整前当期純利益	1,372,465
法人税、住民税及び事業税	233,777
法人税等調整額	130,564
当期純利益	1,008,124
親会社株主に帰属する当期純利益	1,008,124

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	827,500	560,993	24,974,238	△18,441	26,344,290
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△271,038		△271,038
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			1,008,124		1,008,124
自 己 株 式 の 取 得				△213,624	△213,624
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	737,085	△213,624	523,461
当 期 末 残 高	827,500	560,993	25,711,323	△232,065	26,867,751

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	1,163,522	61,698	1,225,220	27,569,511
連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△271,038
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益				1,008,124
自 己 株 式 の 取 得				△213,624
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△205,395	32,994	△172,400	△172,400
連結会計年度中の変動額合計	△205,395	32,994	△172,400	351,061
当 期 末 残 高	958,126	94,693	1,052,820	27,920,572

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	4 社
連結子会社の名称	東特エステートサービス株式会社 東特興業株式会社 TOHOKU Manufacturing (Thailand) Co.,Ltd. TOHOKU STEEL INDIA PRIVATE LIMITED

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法を適用した非連結子会社および関連会社の状況
該当事項はありません。
- ② 持分法を適用していない非連結子会社および関連会社の状況
該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日と連結決算日は一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法によっております。

(ロ) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、不動産賃貸事業の建物及び構築物については、経済的、機能的な実情を勘案した合理的な耐用年数によっております。

(ロ) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

- (ハ) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
 - (イ) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (ロ) 賞与引当金
従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
 - (ハ) 役員賞与引当金
役員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
 - (ニ) 修繕引当金
賃貸建物等について、将来実施する修繕に係る支出に備えるため、支出見積額を支出の行われる年度に至るまでの期間に配分計上しております。
- ④ 退職給付に係る会計処理の方法
従業員の退職給付に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。
- ⑤ 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産、負債、収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。
- ⑥ 重要な収益及び費用の計上基準
当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(特殊鋼事業)

特殊鋼事業においては、主として特殊鋼鋼材を製造しているほか、機械部品、工具などの加工製品ならびに熱処理加工を行っており、製品を顧客に納入することを履行義務として識別しております。国内販売においては、製品を出荷した時点を収益を認識する通常の時点としており、輸出版売においては、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、値引き額等を控除した金額で算定しており、当該値引き額等は、契約条件や過去の実績などに基づき見積りを行っております。また、代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する製品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

なお、これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね１年以内に回収しており、重大な金融要素は含んでおりません。

(不動産賃貸事業)

不動産賃貸事業には、不動産の賃貸に付随する施設管理・警備・清掃業務による収益が含まれております。施設管理業務においては、賃貸不動産内のテナントの修繕工事を行っており、工事の完成を履行義務として識別しております。修繕工事はすべてごく短期間で完成する工事であるため、完成時点で収益を認識しております。警備・清掃業務については、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね1年以内に回収しており、重大な金融要素は含んでおりません。

なお、不動産賃貸取引については、リース取引に関する会計基準に従い、賃貸借契約期間にわたり収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

(1) 精密加工事業

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形及び無形固定資産

38,172千円

減損損失

－千円

(割引前将来キャッシュ・フローの総額が固定資産の帳簿価額を上回ったため、減損損失を計上しておりません。)

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、主に継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分別に資産のグルーピングを行っており、資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの将来キャッシュ・フローに基づき、減損損失の認識の要否判定を実施しております。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額）まで減額し、帳簿価額の減少額を減損損失として処理しております。

精密加工事業は、自動車産業における長引く在庫調整や半導体市場の減速による売上減少に加え、原材料価格や電力費等の製造原価上昇分の全てを販売価格に転嫁できていないことで収益性が悪化しており、継続的に営業損失を計上していることから、減損の兆候があると判断しております。当該資産グループの減損損失の認識の要否および回収可能価額の算定に用いる将来キャッシュ・フローの見積りは、2024年6月に公表した中期経営計画を基礎としており、直近の実績を踏まえ補正を加えております。また、半導体市場の需要予測に基づく売上高成長を主要な仮定として織り込んでいたほか、事業効率化による製造コストの抑制や今後見込まれる賃金水準の上昇に伴う人件費の増加等を織り込んで算定しております。

これらの仮定は将来の不確実な経済状況および会社の経営状況の影響を受けるため、これらの状況が変化した場合、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(2) インド事業

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形及び無形固定資産	94,937千円
減損損失	－千円

(割引前将来キャッシュ・フローの総額が固定資産の帳簿価額を上回ったため、減損損失を計上しておりません。)

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、主に継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分別に資産のグルーピングを行っており、資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの将来キャッシュ・フローに基づき、減損損失の認識の要否判定を実施しております。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額）まで減額し、帳簿価額の減少額を減損損失として処理しております。

インド事業は、主要需要先であるインド自動車産業において、国内自動車販売市場は拡大しているものの、事業の目標としていた販売量を下回って推移していることから、減損の兆候があると判断しております。当該資産グループの減損損失の認識の要否判定に用いる将来キャッシュ・フローの見積りは、2024年6月に公表した中期経営計画を基礎としており、直近の実績を踏まえ補正を加えております。特にインド自動車市場の需要予測に基づく売上高成長を主要な仮定として織込んでいるほか、事業効率化による製造コストの抑制、賃金実態調査に基づく人件費上昇等を織り込んで算定しております。

これらの仮定は将来の不確実な経済状況および会社の経営状況の影響を受けるため、これらの状況が変化した場合、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保提供資産

建物	2,695,156千円
----	-------------

上記の担保資産に対する債務

長期預り金	1,800,000千円
-------	-------------

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

21,589,073千円

(3) 圧縮記帳

固定資産の取得価額から直接控除した工事負担金および国庫補助金等による圧縮記帳額

構築物	142,907千円
機械装置	14,784千円
工具器具備品	2,554千円

4. 連結損益計算書に関する注記

棚卸資産評価損

通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下げ額70,964千円が売上原価に算入されております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類および総数

株式の種類	当連結会計年度期首 株 式 数 (株)	当 連 結 会 計 年 度 増加株式数 (株)	当 連 結 会 計 年 度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 の 株 式 数 (株)
普 通 株 式	7,550,000	－	－	7,550,000

(2) 自己株式の種類および株式数

株式の種類	当連結会計年度期首 株 式 数 (株)	当 連 結 会 計 年 度 増加株式数 (株)	当 連 結 会 計 年 度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 の 株 式 数 (株)
普 通 株 式	21,141	101,100	－	122,241

(注) 自己株式数の増加は取締役会決議に基づく自己株式の取得によるものであります。

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の 種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日	配当の原資
2024年6月25日 定 時 株 主 総 会	普通株式	120,461	16.00	2024年3月31日	2024年6月26日	利益剰余金
2024年10月30日 取 締 役 会	普通株式	150,577	20.00	2024年9月30日	2024年12月3日	利益剰余金

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2025年6月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定です。

- (イ) 配当金の総額 148,555千円
- (ロ) 1株当たり配当額 20.00円
- (ハ) 基準日 2025年3月31日
- (ニ) 効力発生日 2025年6月24日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については銀行借入による方針です。デリバティブは、資金を効率的に運用するため、デリバティブが組み込まれた複合金融商品を余資の中で利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては与信管理規程に従い、主な取引先の信用状況を毎年把握する体制としています。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて同様の管理を行っております。

また、有価証券及び投資有価証券は、主に取引先企業との業務提携等に関連する株式、満期保有目的の債券、投資信託及び金銭信託であります。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、格付けの高い商品のみを投資対象とし、定期的に保有銘柄の時価や発行体の財務状況等を把握しモニタリングを行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、1年以内の支払期日です。

長期預り金は、主に不動産賃貸事業に関して受け入れた保証金等です。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額 (*)	時 価 (*)	差 額
(1) 有 価 証 券 及 び 投 資 有 価 証 券	6,698,274	6,669,949	△28,324
(2) 長 期 預 り 金	(1,846,624)	(1,498,819)	△347,805

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1. 「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「電子記録債権」、「有価証券」(合同運用指定金銭信託に限る)、「支払手形及び買掛金」及び「電子記録債務」については、現金であること、または短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 非上場株式(連結貸借対照表計上額41,635千円)は、市場価格がないため、「(1) 有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。

3. 保有目的ごとの有価証券に関する注記事項

- ① 満期保有目的の債券における種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(単位：千円)

	種 類	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	300,000	300,257	257
	(3) その他	—	—	—
	小 計	300,000	300,257	257
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	1,150,000	1,121,418	△28,581
	(3) その他	—	—	—
	小 計	1,150,000	1,121,418	△28,581
合 計		1,450,000	1,421,675	△28,324

- ② その他有価証券における、種類ごとの取得原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	種 類	取 得 原 価	連結貸借対照表計上額	差 額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	540,838	1,792,100	1,251,261
	(2) 債券	728,737	1,028,607	299,870
	(3) その他	—	—	—
	小 計	1,269,576	2,820,707	1,551,131
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	400,360	381,324	△19,035
	(2) 債券	2,188,499	2,046,241	△142,257
	(3) その他	—	—	—
	小 計	2,588,859	2,427,566	△161,292
合 計		3,858,435	5,248,274	1,389,838

4. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超10年以内	10年超
現金及び預金	8,104,140	—	—	—
受取手形	10,956	—	—	—
売掛金	2,871,344	—	—	—
電子記録債権	2,063,725	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	350,000	600,000	—	500,000
その他有価証券のうち満期があるもの	500,000	—	—	—
合 計	13,900,166	600,000	—	500,000

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区 分	時 価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
有価証券及び投資有価証券				
其他有価証券				
株式	1,576,063	597,361	—	2,173,424
債券	391,624	2,683,224	—	3,074,849
その他	—	—	—	—
資 産 計	1,967,687	3,280,586	—	5,248,274

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区 分	時 価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	—	—	—	—
社債	—	689,627	732,048	1,421,675
その他	—	—	—	—
資 産 計	—	689,627	732,048	1,421,675
長期預り金	—	1,498,819	—	1,498,819
負 債 計	—	1,498,819	—	1,498,819

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式および上場投資信託は相場価格を用いて評価しております。これらは活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している債券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、重要な観察できないインプットを用いて時価を算定している場合はレベル3の時価、それ以外の場合はレベル2の時価に分類しております。

長期預り金

長期預り金の時価は将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

7. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社および一部の子会社では、宮城県において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸商業施設や賃貸住宅等（土地を含む）を所有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は、1,079,325千円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

(2) 賃貸等不動産の時価等に関する事項

当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額および時価は、次のとおりであります。

(単位：千円)

連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額			期 末 時 価
期 首 残 高	期 中 増 減 額	期 末 残 高	
4,238,124	△193,691	4,044,433	24,879,968

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 期中増減額の主な内容は、減価償却費（258,489千円）による減少額であります。
3. 期末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づき自社で算定した金額、その他の物件については主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 3,758円95銭
- (2) 1株当たり当期純利益 134円20銭

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

財又はサービスの地域別及び収益認識の時期別の内訳

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	特殊鋼事業	不動産賃貸事業	
地域別			
日本	11,987,647	614,942	12,602,590
アジア	6,330,622	—	6,330,622
アメリカ	503,521	—	503,521
顧客との契約から生じる収益	18,821,791	614,942	19,436,734
その他の収益	—	1,741,346	1,741,346
外部顧客への売上高	18,821,791	2,356,289	21,178,080
収益認識の時期			
一時点で移転される財	18,821,791	252,298	19,074,089
一定期間にわたり移転されるサービス	—	362,644	362,644
顧客との契約から生じる収益	18,821,791	614,942	19,436,734
その他の収益	—	1,741,346	1,741,346
外部顧客への売上高	18,821,791	2,356,289	21,178,080

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記」の「(4)⑥重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

当社及び連結子会社の契約資産及び契約負債については、残高はありません。また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

10. 追加情報

（法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正）

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.0%から30.9%に変更し計算しております。

この変更により、当連結会計年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が4,547千円、法人税等調整額が7,842千円、その他有価証券評価差額金が12,390千円、それぞれ減少しております。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	11,239,843	流動負債	2,908,965
現金及び預金	3,597,872	買掛金	975,823
受取手形	6,903	電子記録債権	1,181,947
電子記録債権	2,068,851	未払金	10,110
売掛金	2,453,239	未払費用	213,382
有価証券	300,000	未払法人税等	15,544
商品及び製品	465,169	預り金	50,769
材料及び貯蔵品	1,350,129	前受収益	3,942
原材料及び貯蔵品	945,280	賞与引当金	282,263
前払費用	1,442	役員賞与引当金	6,820
その他の貸倒引当金	51,411	営業外電子記録債権	48,171
固定資産	△456	その他の負債	120,189
有形固定資産	9,339,696	固定負債	24,574
建物	4,522,449	その他の負債	24,574
構築物	565,229	負債合計	2,933,539
機械装置	33,361	純資産の部	
運搬器具	2,651,460	株主資本	16,958,590
工具器具備品	4,293	資本	827,500
土地	128,097	資本剰余金	560,993
建物	965,116	資本準備金	560,772
建設仮勘定	174,236	自己株式処分差益	220
その他の固定資産	653	利益剰余金	15,802,162
無形固定資産	241,817	利益準備金	73,690
ソフトウェア	237,134	その他の利益剰余金	15,728,472
その他の固定資産	4,683	土地圧縮積立金	21,913
投資その他の資産	4,575,429	別途積立金	10,810,000
投資有価証券	2,379,411	繰越利益剰余金	4,896,558
関係会社株式	1,642,867	自己株式	△232,065
出資金	593	評価・換算差額等	687,409
長期前払費用	13,118	その他有価証券評価差額金	687,409
従業員長期貸付金	1,261	純資産合計	17,645,999
関係会社長期貸付金	404,000	負債・純資産合計	20,579,539
延税の金	90,593		
貸倒引当金	44,046		
その他の貸倒引当金	△464		
資産合計	20,579,539		

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

損 益 計 算 書

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		17,064,805
売上原価		14,661,687
売上総利益		2,403,117
販売費及び一般管理費		1,789,427
営業利益		613,690
営業外収益		
受取利息及び配当金	138,819	
その他の	61,067	199,886
営業外費用		
その他の	8,494	8,494
経常利益		805,082
税引前当期純利益		805,082
法人税、住民税及び事業税	59,909	
法人税等調整額	123,997	183,906
当期純利益		621,176

株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								株主資本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				自己株式	
		資本準備金	自己株式 処分差益	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金				
					土地圧縮 積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	827,500	560,772	220	73,690	22,198	10,810,000	4,546,136	△18,441	16,822,077
事 業 年 度 中 の 変 動 額									
土地圧縮積立金の取崩					△285		285		－
剰 余 金 の 配 当							△271,038		△271,038
当 期 純 利 益							621,176		621,176
自 己 株 式 の 取 得								△213,624	△213,624
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	△285	－	350,422	△213,624	136,513
当 期 末 残 高	827,500	560,772	220	73,690	21,913	10,810,000	4,896,558	△232,065	16,958,590

	評 価 ・ 換 算 差 額 等	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	
当 期 首 残 高	872,251	17,694,328
事 業 年 度 中 の 変 動 額		
土地圧縮積立金の取崩		-
剰 余 金 の 配 当		△271,038
当 期 純 利 益		621,176
自 己 株 式 の 取 得		△213,624
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△184,842	△184,842
事業年度中の変動額合計	△184,842	△48,329
当 期 末 残 高	687,409	17,645,999

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法によっております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

特殊鋼事業においては、主として特殊鋼鋼材を製造しているほか、機械部品、工具などの加工製品ならびに熱処理加工を行っており、製品を顧客に納入することを履行義務として識別しております。国内販売においては、製品を出荷した時点を収益を認識する通常の時点としており、輸出販売においては、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、値引き額等を控除した金額で算定しており、当該値引き額等は、契約条件や過去の実績などに基づき見積りを行っております。

なお、これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね1年以内に回収しており、重大な金融要素は含んでおりません。

2. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

(1) 精密加工事業

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形及び無形固定資産	38,172千円
減損損失	－千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 8,656,203千円

(2) 圧縮記帳

固定資産の取得価額から直接控除した国庫補助金等による圧縮記帳額

機械装置	14,784千円
工具器具備品	2,554千円

(3) 保証債務

次のとおり連結子会社の預り敷金債務に対して債務保証を行っております。

東特エステートサービス株式会社	1,800,000千円
-----------------	-------------

(4) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	660,811千円
短期金銭債務	726,169千円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

2,921,275千円

仕入高

3,222,418千円

営業取引以外の取引高

15,096千円

(2) 棚卸資産評価損

通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下げ額65,395千円が売上原価に算入されております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数

株式の種類	当 事 業 年 度 期 首 株 式 数 (株)	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数 (株)	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数 (株)	当 事 業 年 度 末 株 式 数 (株)
普 通 株 式	21,141	101,100	－	122,241

(注) 自己株式数の増加は取締役会決議に基づく自己株式の取得によるものであります。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式評価損	778,743千円
減損損失	248,345千円
賞与引当金	84,678千円
棚卸資産評価損	50,996千円
その他	30,857千円
繰延税金資産小計	1,193,621千円
評価性引当額	△784,623千円
繰延税金資産合計	408,998千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	307,394千円
土地圧縮積立金	9,799千円
その他	1,210千円
繰延税金負債合計	318,404千円
繰延税金資産の純額	90,593千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.0%
(調整)	
法人税等の税額控除	△4.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.2%
その他	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.8%

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.0%から30.9%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が3,335千円、法人税等調整額が5,618千円、その他有価証券評価差額金が8,953千円、それぞれ減少しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社および法人主要株主等

種 類	会社等の名称	所 在 地	資 本 金	事業の内容	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との 関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
その他の 関係会 社	大同特殊鋼(株)	名古屋市 東区	37,172 百万円	特殊鋼の 製造・販売	所 有 直接 0.0% 被所有 直接34.3%	製品の販売なら びに製品の 仕入・原材料 の購入 転籍 6 人	製品の 販売	1,662,101	売掛金 電子記録 債権	49,454
							製品の 仕入・原材料 の購入	2,878,512	買掛金 電子記録 債務	376,167
主要 株主	岡谷鋼機(株)	名古屋市 中区	9,128 百万円	鉄鋼、特殊 鋼などの販 売・輸出入	所 有 直接 0.0% 被所有 直接10.1%	製品の販売なら びに原材料 の購入	製品の 販売	20,979	売掛金 電子記録 債権	16,064
							原材料 の購入	3,730,849	買掛金	1,074
										351,578

(2) 子会社および関連会社等

種 類	会社等の名称	所 在 地	資 本 金	事業の内容	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との 関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子会社	東特 エステート サービス(株)	仙台市 太白区	495 百万円	不動産 賃貸	所 有 直接100%	旧長町工場 用地を賃貸 本社工場用地 を賃借等 兼任 2 人	土地 賃貸収入	633,012	売掛金	52,751
							土地 賃借料等	73,907	買掛金他	6,438
							債務保証	1,800,000	—	—
子会社	東特興業(株)	仙台市 太白区	10 百万円	商社	所 有 直接100%	製品の販売なら びに製品の 仕入・原材料 の購入等 兼任 3 人	製品の 販売等	160,467	売掛金 電子記録 債権	4,862
							製品の 仕入・原材料の 購入等	269,998	買掛金	39,285
子会社	TOHOKU Manufacturing (Thailand) Co.,Ltd.	タイ王国 チョンブリ県	460 百万 タイ・パート	特殊鋼 加工製品の 製造・販売	所 有 直接100%	製品の販売 製造設備購入 資金の貸し 付け等 兼任 2 人	製品の 販売等	180,123	売掛金	80,883
							資金の 回収	124,800	関係会社 長期 貸付金	308,000
子会社	TOHOKU STEEL INDIA PRIVATE LIMITED	インド共和国 アーンドラ・ プラデシュ州	1,000 百万 インド・ ルピー	特殊鋼鋼材 の製造・ 販売	所 有 直接100%	製品の販売 運転資金の 貸し付け等 兼任2人	製品の 販売等	285,571	売掛金	45,672
							資金の 貸付	—	関係会社 長期 貸付金	96,000

(3) 兄弟会社等

種 類	会社等の名称	所 在 地	資 本 金	事業の内容	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との 関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
その他の関係会社の子会社	大同興業(株)	名古屋市中区	1,511 百万円	商社	—	製品の販売ならびに製品の仕入・原材料、および製造設備の購入兼任1人	製品の販売	1,581,920	売掛金 電子記録 債権	147,991 290,316
							製品の仕入・原材料の購入	1,389,952	買掛金 電子記録 債務	124,309 287,571
							製造設備の購入	19,231	営業外 電子記録 債務	8,255

(注) 上記関連当事者との取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件および取引条件の決定方針等

1. 製品の販売については、市場価格、総原価を勘案して、価格交渉の上、合理的に決定しております。
2. 製品の仕入・原材料および製造設備の購入については、市場価格等を考慮し、価格交渉の上、合理的に決定しております。
3. 東特エステートサービス(株)との土地の賃貸借については、近隣地代を参考にした価格によっております。
4. 東特エステートサービス(株)の預り敷金債務に対して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
5. TOHOKU Manufacturing (Thailand) Co.,Ltd.に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は3年据置き、一括返済としております。
6. TOHOKU STEEL INDIA PRIVATE LIMITEDに対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は5年据置き、一括返済としております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 2,375円68銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 82円69銭 |

9. 収益認識に関する注記

- (1) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月12日

東北特殊鋼株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
仙台事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小	林	雅	彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	上	野	陽	一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東北特殊鋼株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東北特殊鋼株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月12日

東北特殊鋼株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
仙台事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小	林	雅	彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	上	野	陽	一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東北特殊鋼株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第126期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第126期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法とその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受けました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画、職務分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」

（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実とは認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月14日

東北特殊鋼株式会社 監査役会

監査役（常勤） 藤 井 利 光 ㊞

監査役 氏 家 照 彦 ㊞

監査役 伊 藤 愼 悟 ㊞

（注）監査役氏家照彦及び監査役伊藤愼悟は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

定時株主総会会場ご案内図

(※本年は当社株主総会の会場をホテルメトロポリタン仙台3階 曙から『4階 千代』に変更しております。)

会場

仙台市青葉区中央一丁目1番1号

ホテルメトロポリタン仙台 4階 千代

電話 (022) 268-2525 (代)

交通

JR仙台駅西口より 徒歩1分

地下鉄仙台駅南6出口より 徒歩1分

東北自動車道仙台宮城I.Cより 車で約20分

